

## 19 復興・復旧関係



# 19-1 土地区画整理事業実施状況（都市計画課）

## (1) 公共団体施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松 山 市	大 可 賀	松山市	35.8	297	s 36～s 45	完 了
	内 浜	〃	30.2	414	s 46～s 52	完 了
	城 北	〃	27.5	1,374	s 49～s 57	完 了
	勝 岡	〃	21.7	1,891	s 61～H 3	完 了
	松 山 北 部	〃	41.8	5,120	H12～H20	完 了
	松 山 駅 周 辺	〃	16.7	28,900	H20～R13	施 行 中
東 温 市	野 田	重信町	27.3	3,156	H元～H 8	完 了
西 条 市	三 津 屋	東予市	30.6	1,098	s 42～s 52	完 了
新 居 浜 市	新 居 浜 駅 前	新居浜市	27.8	25,960	H10～H29	完 了
今 治 市	今 治 駅 西	今治市	14.9	18,869	s 62～H17	完 了
四 国 中 央 市	下 秋 則	伊予三島市	5.0	1,187	H 6～H11	完 了
大 洲 市	大 和 ( 郷 )	大洲市	4.2	333	H13～H20	完 了
	上 老 松	〃	3.8	444	H19～H27	完 了
合 計	13地区	7市	287.3	89,043		

## (2) 組合等施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
今 治 市	今治新都市第1地区	機構	88.0	8,858	H15～H25	完 了
	今治新都市第2地区	機構	47.2	6,206	H14～H22	完 了
松 山 市	畑寺辻の内	組合	2.4	1,042	H14～H17	完 了
東 温 市	田 窪	組合	5.0	548	H13～H16	完 了
	志津川	組合	23.1	3,244	H21～R 2	完 了
西 条 市	三津屋東	組合	19.6	1,818	s 59～H 6	完 了
大 洲 市	柚木北只	組合	12.4	1,023	s 61～H10	完 了
	五郎駅前	組合	1.3	53	s 63～H 2	完 了
	肱 川	組合	3.1	308	H8～H13	完 了
	東若宮	組合	16.8	1,201	H12～H17	完 了
合 計	10地区	5市	218.9	24,301		

## (3) 行政庁施行

都市名	種 別	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松 山 市	戦災復興	松山市長	348.1	355	s 21～s 39	完 了
今 治 市	〃	今治市長	238.2	544	s 21～s 43	完 了
宇 和 島 市	〃	宇和島市長	119.8	650	s 21～s 51	完 了
大 洲 市	火災復興	長浜町長	2.9	4	s 24～s 35	完 了
合 計	4地区	4市	709.0	1,553		

## (4) 個人施行

都市名	地区名	施行者	施行面積 (h a)	事業費 (百万円)	事業年度	摘 要
松 山 市	大新田	帝人(株)	5.8	165	s 48～s 49	完 了
	石風呂	東急不動産(株)他	16.4	2,233	s 57～s 61	完 了
	河野中須賀	株タニグチ	0.6	66	H23～H24	完 了
今 治 市	国分台	大栄ハウス(株)	5.0	1,876	H 6～H 9	完 了
西 条 市	喜多川	住宅営団	2.5	0.1	s 19	完 了
合 計	5地区	3市	30.3	4,340.2		

全 体 計	32地区		1,245.5 h a		119,237 百万円	
-------	------	--	-------------	--	-------------	--



### 19-3 災害復旧貸付制度の概要（経営支援課）

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 取扱機関 | 日本政策金融公庫中小企業事業、日本政策金融公庫国民生活事業、商工組合中央金庫   |
| 2 | 目的   | 暴風、豪雨、地震や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を図る。  |
| 3 | 貸付限度 | 日本政策金融公庫中小企業事業 別枠1億5千万円<br>日本政策金融公庫国民生活事業 別枠3千万円<br>商工組合中央金庫 必要に応じ一般限度額を超える額   |
| 4 | 貸付金利 | 日本政策金融公庫中小企業事業 基準金利<br>日本政策金融公庫国民生活事業 基準金利<br>商工組合中央金庫 所定の利率   |
| 5 | 貸付期間 | 日本政策金融公庫中小企業事業 運転：10年以内（据置2年以内）<br>設備：10年以内（据置2年以内）<br>日本政策金融公庫国民生活事業 日本政策金融公庫中小企業事業と同じ<br>商工組合中央金庫 運転：10年以内（据置3年以内）<br>設備：20年以内（据置3年以内） |

## 19-4 中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要（経営支援課）

- 1 目的 災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている県内中小企業者に対する融資を促進し、もってその経営の安定を図る。
- 2 融資条件等 災害等の発生の都度知事が定めるところによる。

(参考)

平成30年度から実施していた「災害関連対策資金（平成30年7月豪雨）」の概要

### 1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1)平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
- (2)災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3)その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

### 2 融資条件

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金
- (2) 融資利率 年1.0%
- (3) 保証料率 年0.35～1.80%（県が全額負担）
- (4) 融資限度額 運転資金 2,000万円  
設備資金 3,000万円
- (5) 融資期間 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置1年6か月以内）

3 取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、県内各信用金庫、商工組合中央金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

4 取扱期間 平成30年7月20日～令和2年3月31日

## 19-5 災害復旧貸付（高度化事業）の概要（経営支援課）

### 1 災害復旧貸付とは

次のいずれかの場合に対する貸付けを災害復旧貸付といたします。

- (1) 既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき
- (2) 災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって、新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

### 2 「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）
- (2) 相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態

### 3 災害復旧貸付を受ける主な要件等

#### (1)貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者

#### (2)貸付け対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

#### (3)制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たす必要があります。

- ①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。
- ②罹災した施設の復旧に当たって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数が罹災地域内に事業を有していると認められること。
- ③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

#### (4)貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要があります。

#### (5)貸付けの適用期間

災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものに限られます。

ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではありません。

### 4 貸付条件

貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

19-6 日本政策金融公庫災害資金等の概要（農業経済課、林業政策課、漁政課）

農 林 関 係

(令和5年11月現在)

資 金 名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額	備 考	
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備	災害により流失、埋没した農地・牧地・かんがい排水施設、農道等の復旧	0.65 ～ 1.20	25年 (10年)	受益者が負担する額		
	林業基盤整備	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	0.70 ～ 1.10	30年 (20年)	事業費 ×80～90%	
			樹苗養成施設の復旧	0.70 ～ 0.95	15年 (5年)	事業費×80%	
	林 道	林道及びこれら附帯施設の復旧	0.70 ～ 1.10	20年 (3年)	事業費×80%		
	農林漁業セーフティネット	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの（火災、海洋汚染等）を含むものとする）	0.65 ～ 1.20	15年 (3年)	600万円 (特認 年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額)		
	農林漁業施設 (主務大臣 指定施設)	農業・林業用施設の復旧 (農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設等の復旧。 被害園地の果樹の改植・補植、地ごしらえ等の樹園地整備、果樹柵の設置)	0.65 ～ 1.20	15年 (3年)  果樹改植 25年 (10年)	事業費×80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額		
	農業経営基盤強化資金	農地・農業用施設等の復旧	0.65 ～ 1.20	25年 (10年)	個人 3億円 法人 10億円		
農業近代化資金	損壊した農業用施設等の復旧、流失した果樹等の植栽、育成資金  (認定農業者及び集落営農組織に限る。)	0.65 ～ 1.20	〈原則〉 認定農業者 15年 (7年)  その他農業者 15年 (3年)	通算残高が個人1,800万円 法人等2億円に達するまで	申請窓口 農協等  借入までの期間 申請後約15～ 40日  必要書類 借入申込書等		

漁業関係

(令和5年11月現在)

資金名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額
日本 政策 金融 公庫 資金	漁業 基盤 整備	漁港	0.65 ～ 1.35	20年 (3年)	事業費×80%
		漁場整備	0.65 ～ 1.35	20年 (3年)	事業費×80%
		漁船資金	1.20	15年 (3年)	事業費×80%又は450,000千円 のいずれか低い額
	農林 漁業 施設	共同利用	0.65 ～ 1.55	20年 (3年)	事業費×80%
		主務大臣 指定施設	0.65 ～ 1.35	15年 (3年)	事業費×80%又は1施設当たり 300万円(漁船1,000万円)のい ずれか低い額
漁業近代化資金		漁船の建造・取得、その他 の施設、機具等の取得、種 苗の購入・育成	1.20	5～15年 (2～3年)	9,000万円 (養殖法人 18,000万円)

19-7 天災資金の概要（農業経済課、林業政策課、漁政課）

事 項		内 容
天	1 天災融資法の発動基準	天災による被害が著しくかつ国民経済に及ぼす影響が大である場合（具体的な基準についての規定はない。）
	2 特別被害地域の指定（法第2条第5項）	<p>（農業）</p> <p>政令で定める県において、旧市町村単位に <math>\frac{30 \text{（減収量）}}{100 \text{（平年収穫量）}}</math> 以上で、かつ、<math>\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年農業総収入額）}}</math> 又は、樹体被害が <math>\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}</math> 以上の特別被害農業者数が <math>\frac{10 \text{（特別被害農業者）}}{100 \text{（被害農業者）}}</math> 以上の区域で、県が指定する区域</p> <p>（林業及び漁業）</p> <p>政令で定める県において、旧市町村単位に <math>\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年林漁業総収入額）}}</math> 以上、又は <math>\frac{70 \text{（施設損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}</math> 以上の特別被害林漁業者数が <math>\frac{10 \text{（特別被害林漁業者）}}{100 \text{（被害林漁業者）}}</math> 以上の区域で、県が指定する区域</p>
災	3 借受資格者（法第2条第1項、第2項）	（農業者） 県が特別被害地域の指定をした地域のものに限る。 $\frac{30 \text{（減収量）}}{100 \text{（平年収穫量）}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年農業総収入額）}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}$ 以上の場合
	①3.0%以内資金	（林業者及び漁業者） $\frac{50 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年林漁業総収入額）}}$ 以上の場合、又は $\frac{70 \text{（施設損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}$ 以上 の場合
	②5.5%以内資金	（農業者） $\frac{30 \text{（減収量）}}{100 \text{（平年収穫量）}}$ 以上で、かつ、 $\frac{30 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年農業総収入額）}}$ 以上の場合 （林業者及び漁業者） $\frac{30 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年林漁業総収入額）}}$ 以上の場合
融	③6.5%以内資金	（農業者） $\frac{30 \text{（減収量）}}{100 \text{（平年収穫量）}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年農業総収入額）}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30 \text{（損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}$ 以上の場合 （林業者及び漁業者） $\frac{10 \text{（損失額）}}{100 \text{（平年林漁業総収入額）}}$ 以上の場合、又は $\frac{50 \text{（施設損失額）}}{100 \text{（被害時価額）}}$ 以上 の場合
	注：金利は天災融資法発動時に設定される	
資	4 資金使途（法第2条第4項）	経営資金 <p>農業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜等の購入及びその他の農業経営に必要な資金（労賃、水利費、簡易な施設の復旧費、共済掛金等）</p> <p>林業 種苗、肥料、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、炭がま構築資金及びその他林業経営に必要な資金（労賃、簡易な施設の復旧費）</p> <p>漁業 稚魚、稚貝、餌料、漁具、漁業用燃油等の購入資金、漁船（5トン未満）の建造又は取得資金その他漁業経営に必要な資金（共済掛金等）</p>
法		

事 項		内 容												
5 貸付限度額及び償還期限		天 災 融 資 法							激 甚 災 害 法					
区 分		貸付限度額			償還期限			貸付限度額			償還期限			
		A % (損失額)	B 万円		6.5% 以内 資金	5.5% 以内 資金	3% 以内 資金	A % (損失額)	B 万円		6.5% 以内 資金	5.5% 以内 資金	3% 以内 資金	
			個人	法人					個人	法人				
被害 農林 漁業者	農業者	果樹栽培者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
		家畜等飼育者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
		一般農業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	林業者		45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	漁業者	漁具購入資金	80	5000	5000	3	5	6	80	5000	5000	4	6	7
		漁船建造資金	80	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	6	7
		水産養殖資金	50	500	2500	5	5	6	60	600	2500	6	7	7
		一般漁業者	50	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7

貸付限度額は、A %、B 万円のいずれか低い額

## 19-8 被災者生活再建支援法の概要（防災危機管理課）

### 1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### 2. 制度の対象

#### (1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

#### (2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 3. 支給条件

#### (1) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

##### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2(2)①に該当	解体 2(2)②に該当	長期避難 2(2)③に該当	大規模半壊 2(2)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

##### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

### 4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内  
②加算支援金： 災害発生日から37月以内

### 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

## 19-9 局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）

改正 昭和46年10月11日  
同 56年10月14日  
同 58年6月11日  
平成12年3月24日  
同 19年2月27日  
同 19年4月19日  
同 20年7月3日  
同 21年3月10日  
同 23年1月13日  
同 28年2月9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

### （1）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

### （2）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。  
昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。  
昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。  
平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。  
平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。  
平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。  
平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。  
平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。  
平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。  
平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用。

## 19-10 大規模災害からの復興に関する法律の概要（防災危機管理課）

### 1. 背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24 年 7 月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

### 2. 法律の概要

#### (1) 復興に関する組織等

##### ① 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

##### ② 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (2) 復興計画の作成等

① 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

② 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

#### (3) 復興計画等における特別の措置

① 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

② 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

③ 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

④ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

#### (4) 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

① 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

#### (5) その他

① 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

